

3 経営第 3249 号

令和 4 年 4 月 1 日

東京都農林水産部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱第 2 の 2 の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 経営第 3147 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 2 の 2 の規定に基づき農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを下記のとおり定めたので、通知する。

記

実施要綱第 2 の 2 の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。

人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知）2（1）の実質化された人・農地プラン（同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取り決め等を含む。）

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

